

○設置基準

- ①高さについては、地階を除き2階以下とすること。
- ②建築物は、道路から3 m以上、隣接地から2 m以上後退し、後退部は、自然環境保護等のため、緑地として管理すること。
- ③敷地内の樹木は残存させるか中高木を含む植栽をすることで、建築物等が道路等から直接見えにくいように周囲の緑化をすること。

イメージ図

